
都市計画道路 堺港大堀線 事業概要

大阪府 富田林土木事務所 松原建設事業所

内容（目次）

1. 事業の概要

- 1.1 事業の概要
- 1.2 事業の必要性
- 1.3 道路諸元
- 1.4 幅員構成（案）
- 1.5 計画平面図
- 1.6 事業工程（案）

2. 事業の進め方

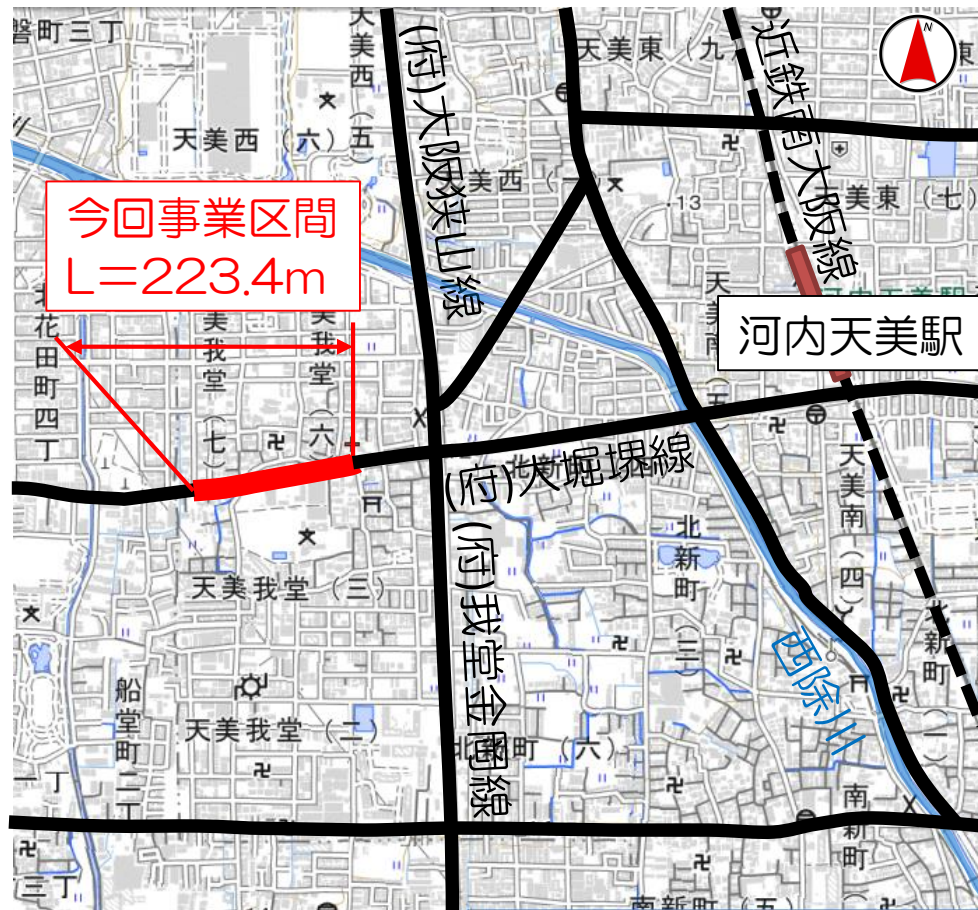
3. 都市計画事業認可による効果

4. 無電柱化事業について

1. 事業の概要

1.1 事業の概要

●事業位置図



<路線名>

都市計画道路 堺港大堀線

<延長・幅員>

延長：223.4m

幅員：16m

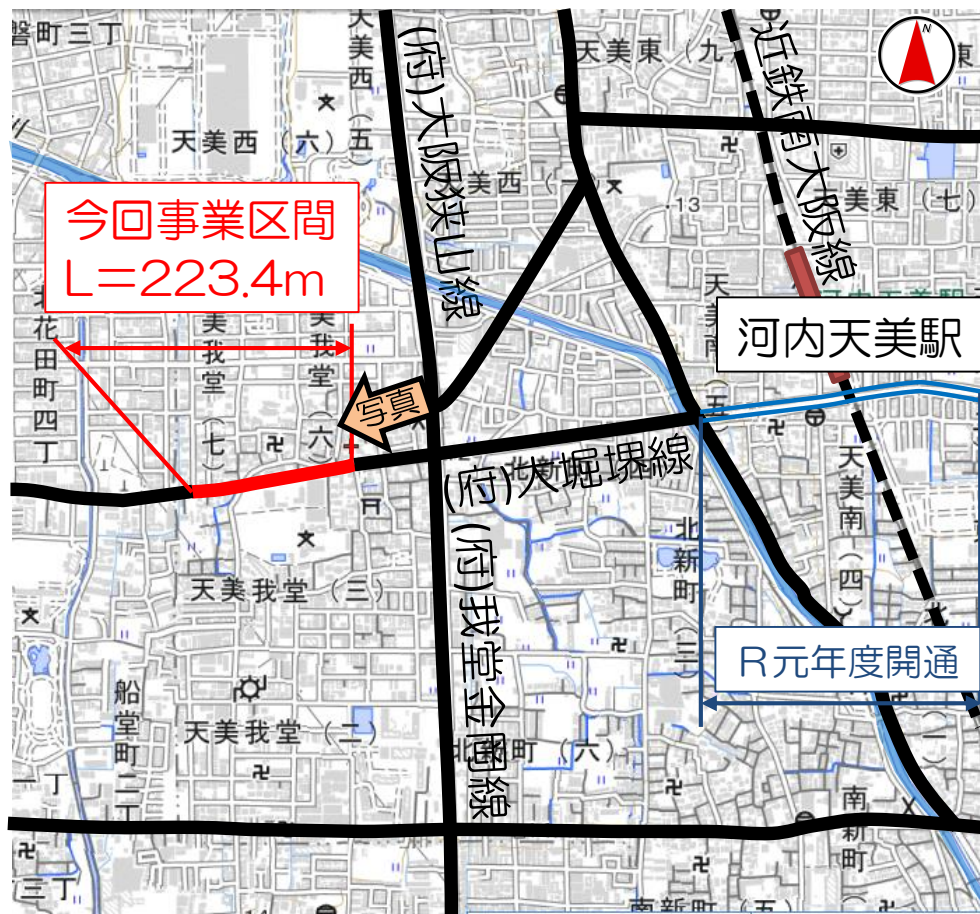
<事業施行期間>

令和3年3月16日～

令和9年3月31日

1.2 事業の必要性

●事業周辺地図



現地写真



本事業は、道路狭隘区間の拡幅整備により、

- ◆歩行者等の安全確保
- ◆無電柱化の実施

を目的とした整備事業です。

1.3 道路諸元

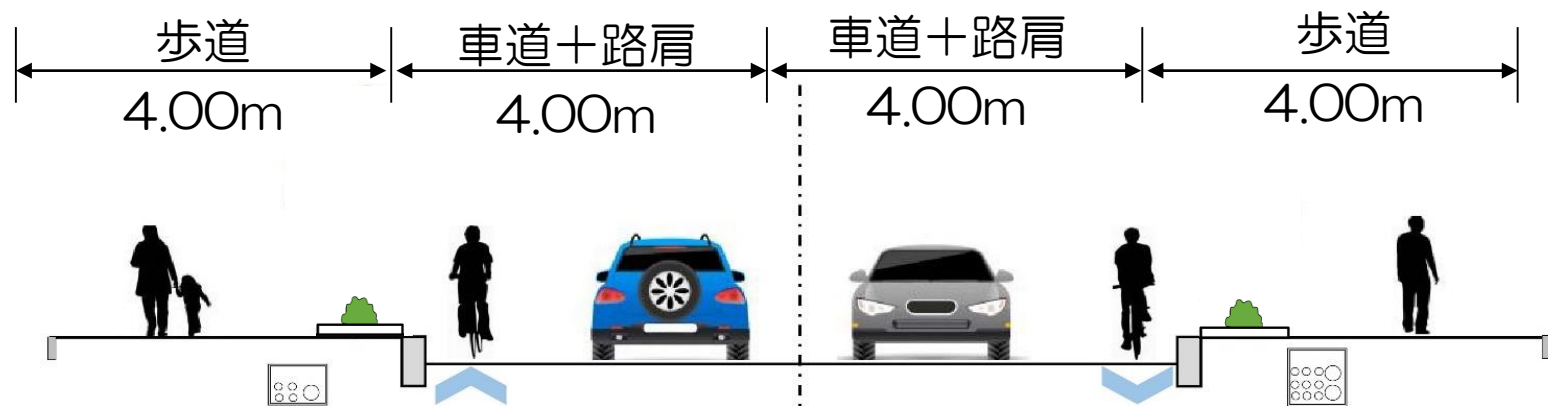
項目	諸元内容
路線名	都市計画道路 堺港大堀線
道路規格	第4種 第2級
設計速度	50 km/h
道路幅員	W=16m
車線数	2車線

1.4 幅員構成 (案)

●整備前



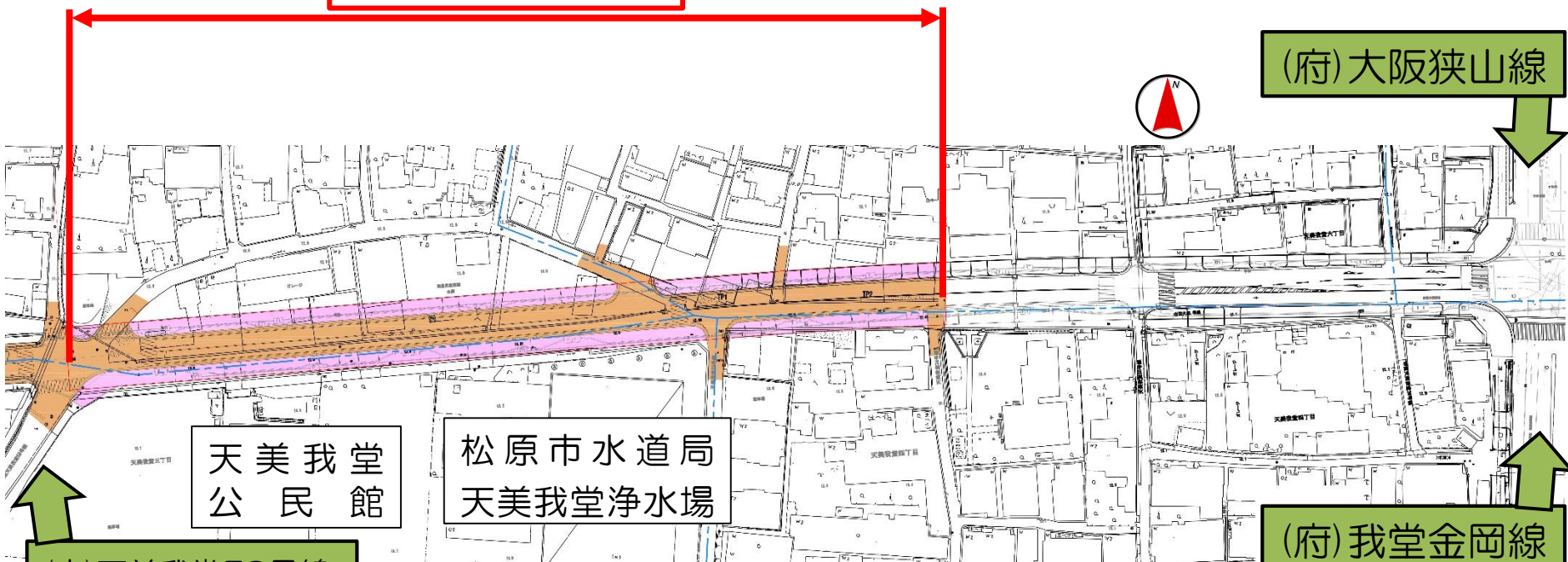
●整備後



※今後の設計および関係機関協議等により、変更することがあります。

1.5 計画平面図

今回事業区間



天美我堂
公民館

松原市水道局
天美我堂浄水場

(市)天美我堂58号線

(交差点部)

(府)大阪狭山線

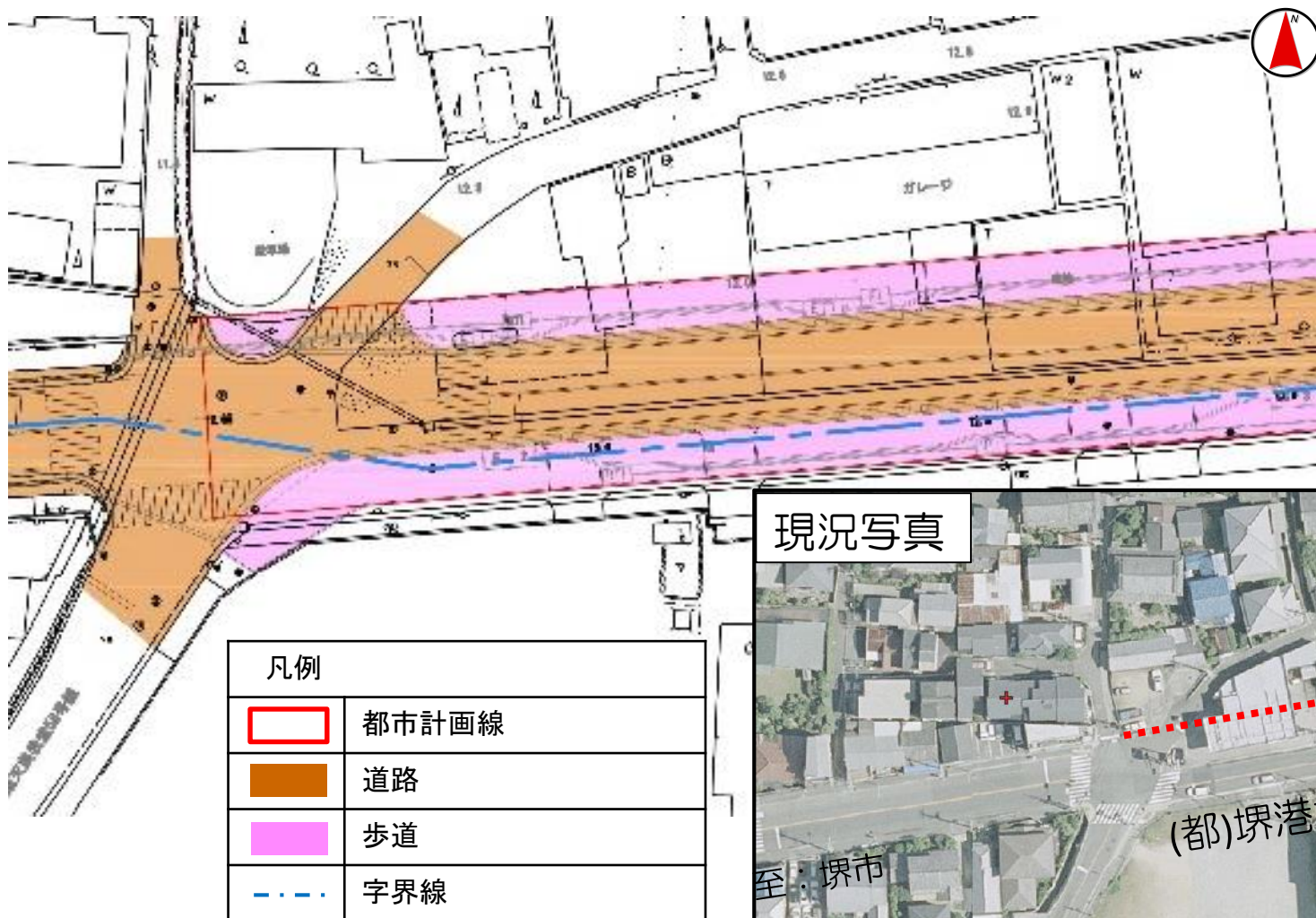
(府)我堂金岡線

凡例	
	都市計画線
	道路
	歩道
	字界線

※今後の設計および関係機関協議等により、変更することがあります。

1.5 計画平面図

●交差部：〈市〉天美我堂58号線



※今後の設計および関係機関協議等により、
変更することがあります。

1.6 事業工程（案）

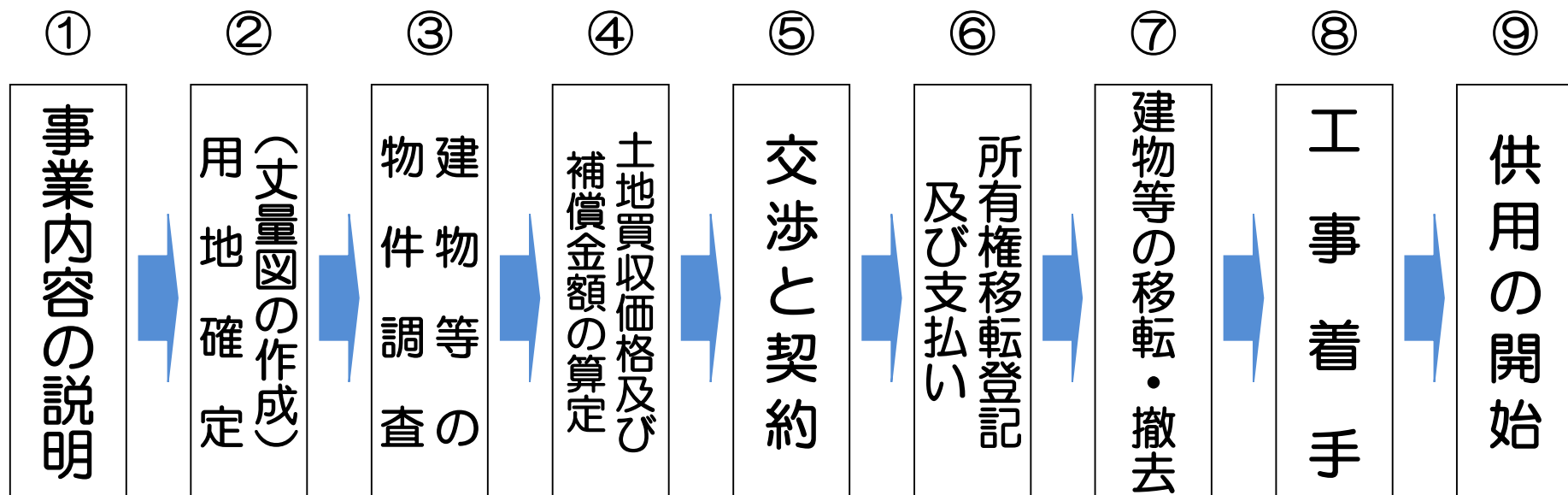
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	備考
測量・設計 地元協議	■						
用地買収 物件補償		■					
街路築造 工事				■			
電線共同溝 工事					■		
備考							

※予定であり、変更することがあります。

2. 事業の進め方

2. 事業の進め方

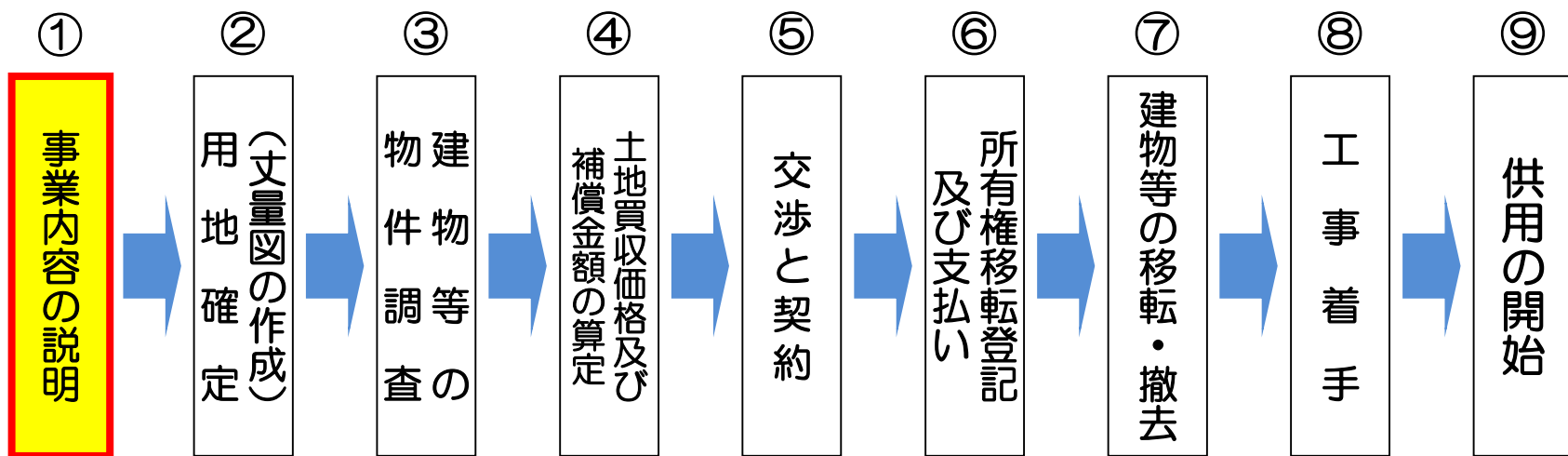
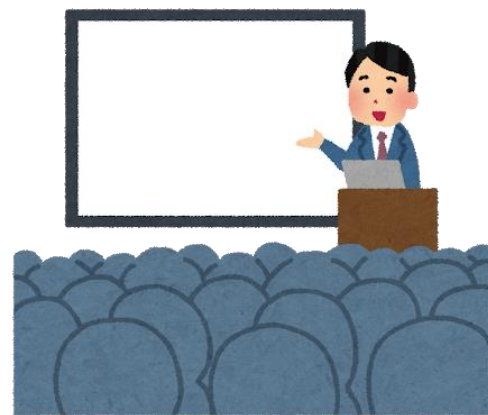
●事業の流れ



2. 事業の進め方

① 事業内容の説明

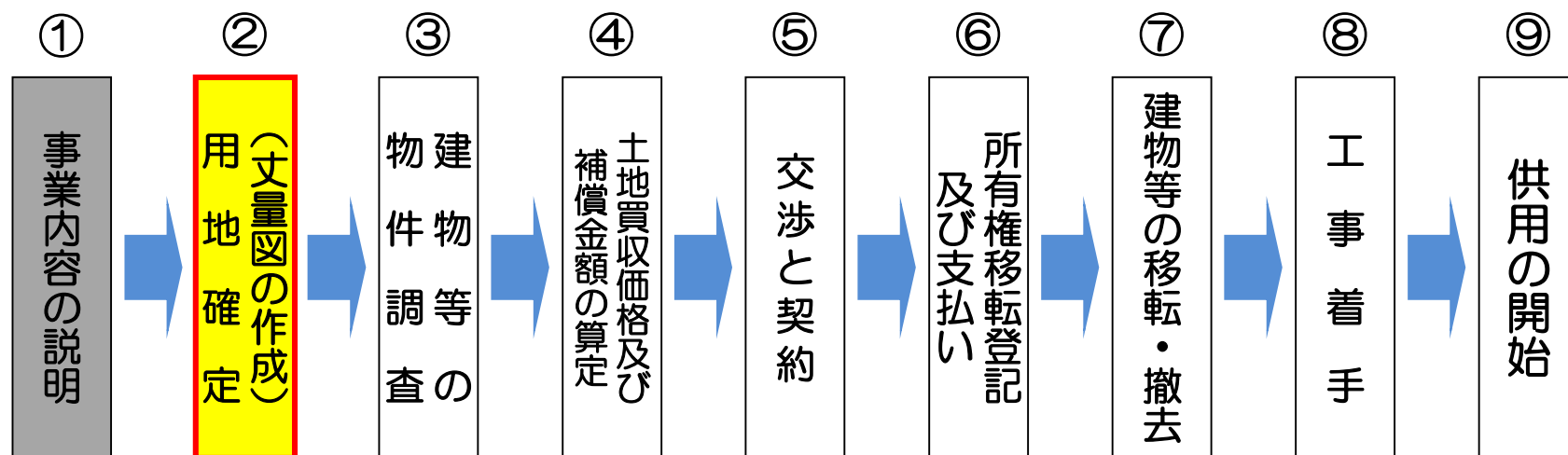
権利者の皆様に、事業の目的や事業計画の内容、工程及び用地買収などについて、また、事業地に係る法令上の各種制限について、関係者の皆さまに周知をいたします。



2. 事業の進め方

②用地確定（丈量図の作成）

買収させていただく土地の区域や面積を確定するために、関係者の皆様に現地での立ち会いにご協力いただき、丈量図を作成いたします。



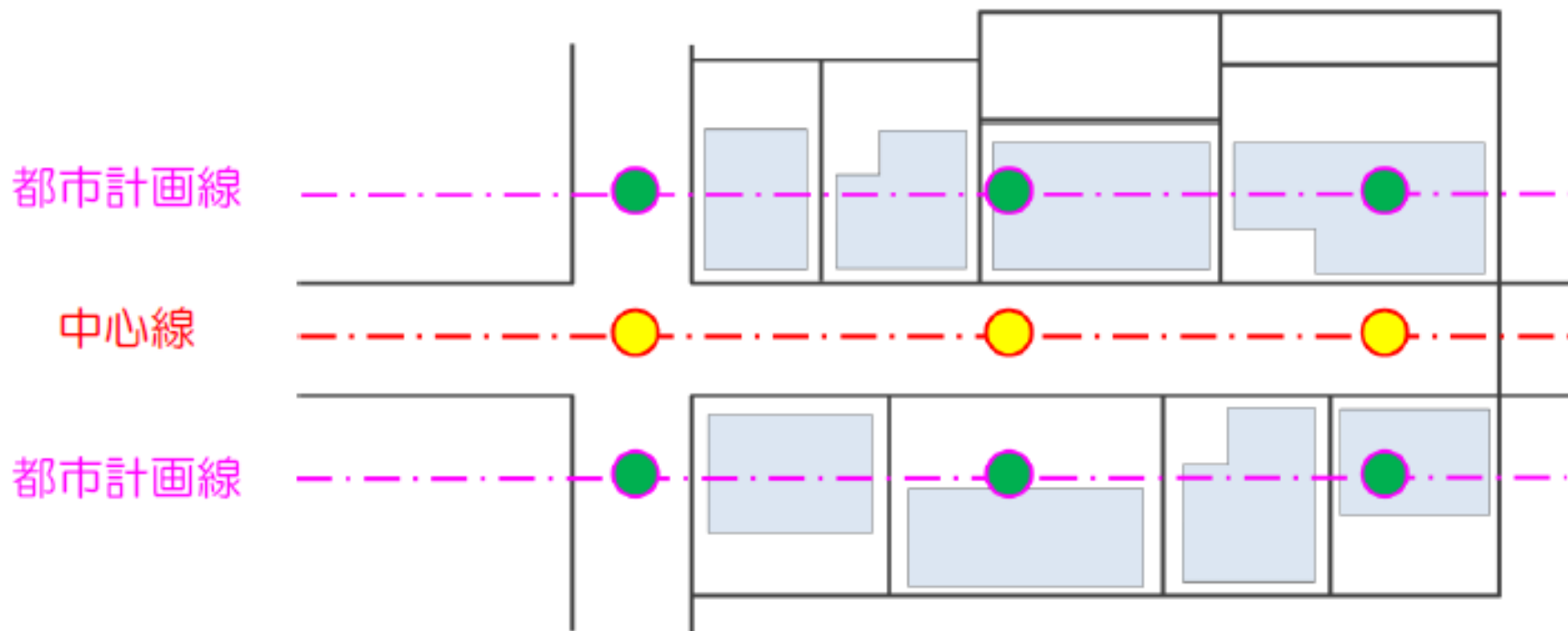
2. 事業の進め方（Ⅰ 現況測量について）

現況測量は、皆様の土地や建物と、都市計画線との位置関係を明らかにすることを目的としています。

このため、皆様方の土地や建物の位置、周辺道路の形状などの測量をさせていただきます。

中心杭および幅杭設置の例

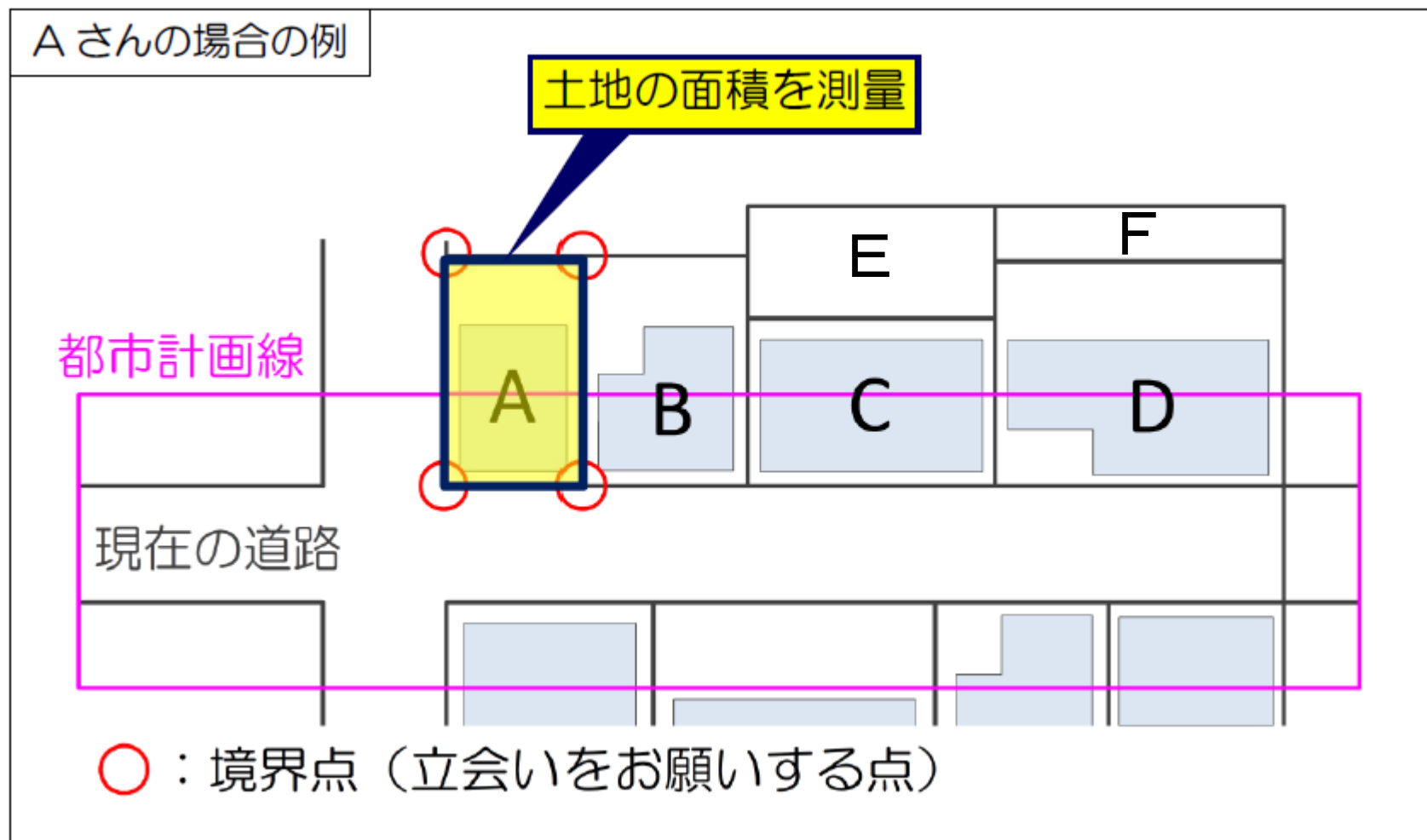
●：中心杭 ●：幅杭



2. 事業の進め方（Ⅱ用地測量について）

用地測量は、道路として取得させていただく土地の面積を求めることを目的としています。

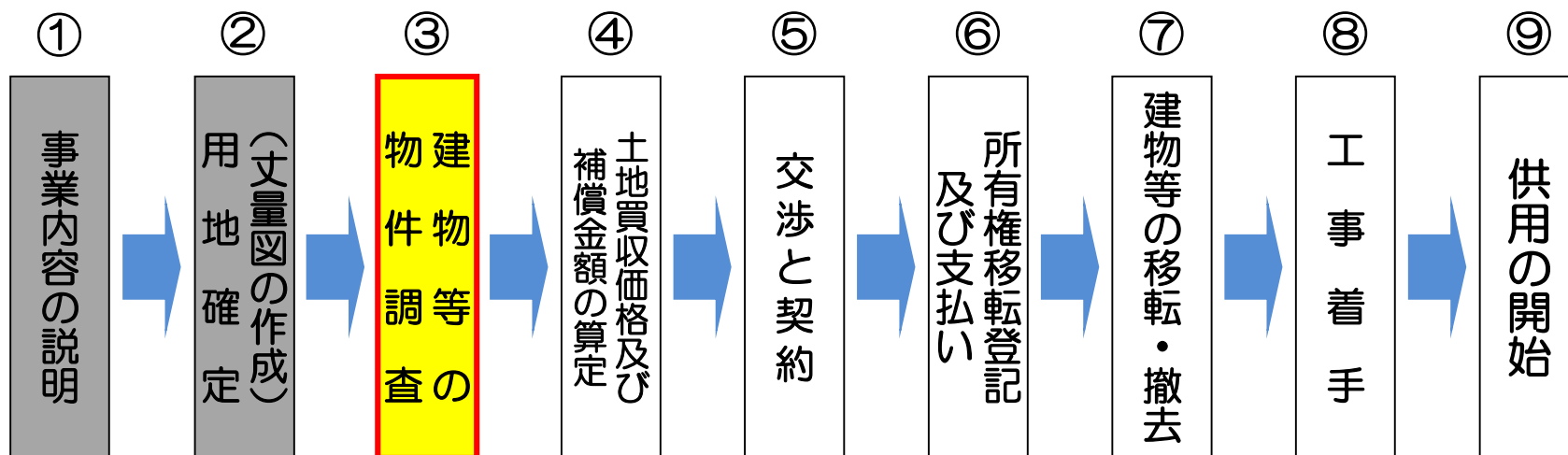
このため、道路を整備するために必要となる土地について、周辺の土地との境界を確認し、境界点の測量を行います。



2. 事業の進め方

③建物等の物件調査

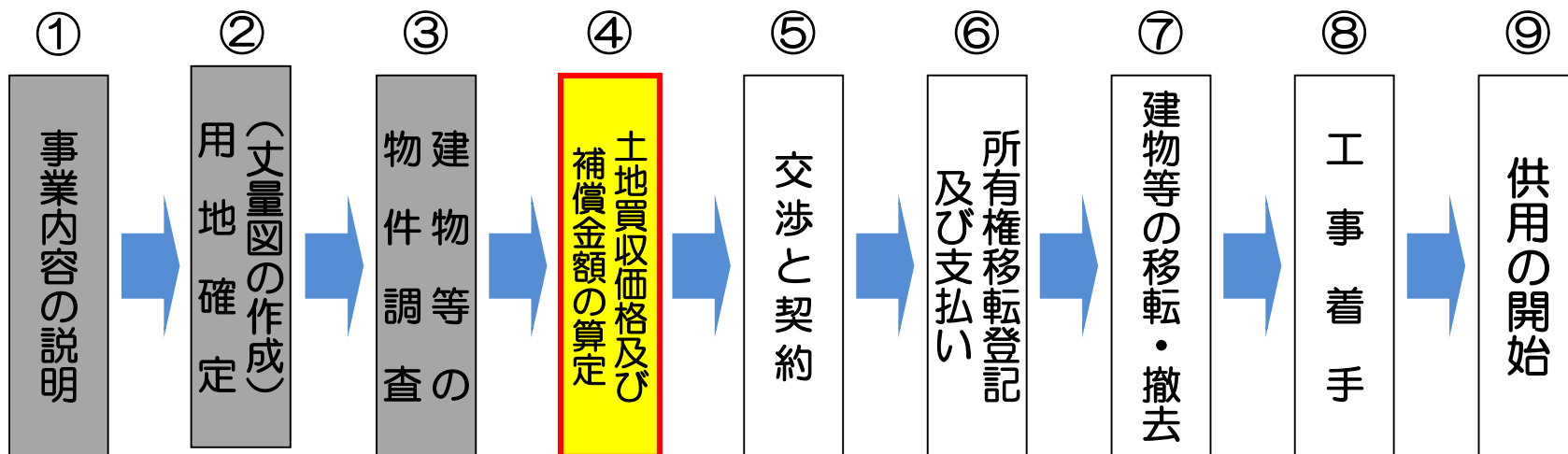
建物や工作物などの移転や、撤去に伴う補償を適正に算定するために、建物等の物件調査を実施いたします。



2. 事業の進め方

④ 土地買収価格及び補償金額の算定

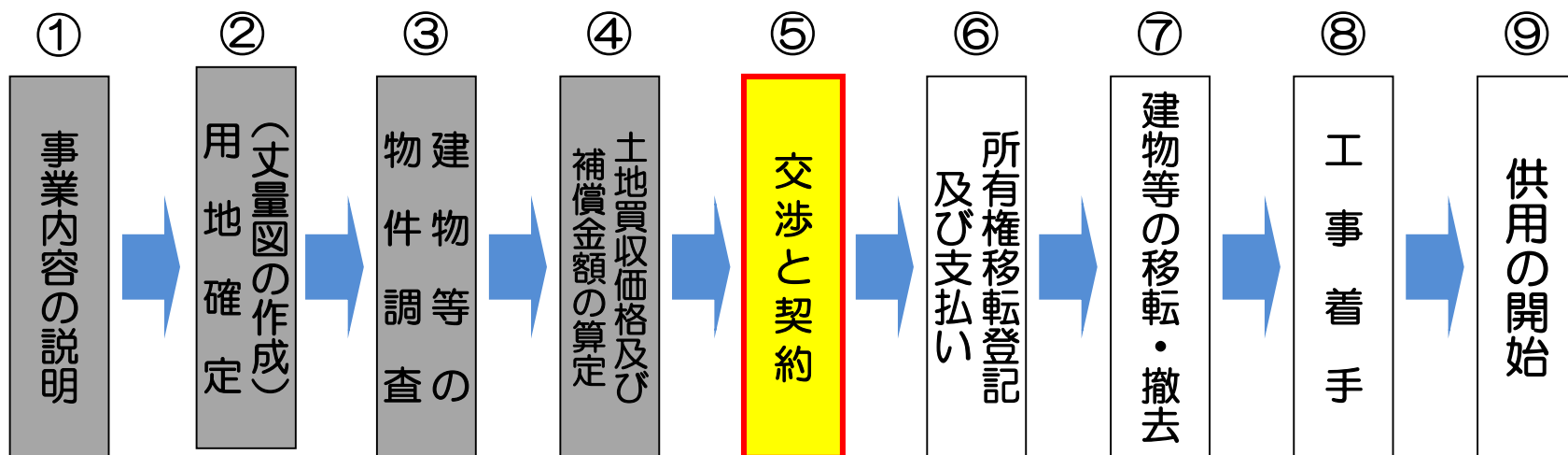
土地買収価格や建物等の移転や撤去に伴う費用等について、公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき算定します。



2. 事業の進め方

⑤交渉と契約

算定した補償額に基づいて交渉を行い、話し合いが整いますと、契約の締結を行います。

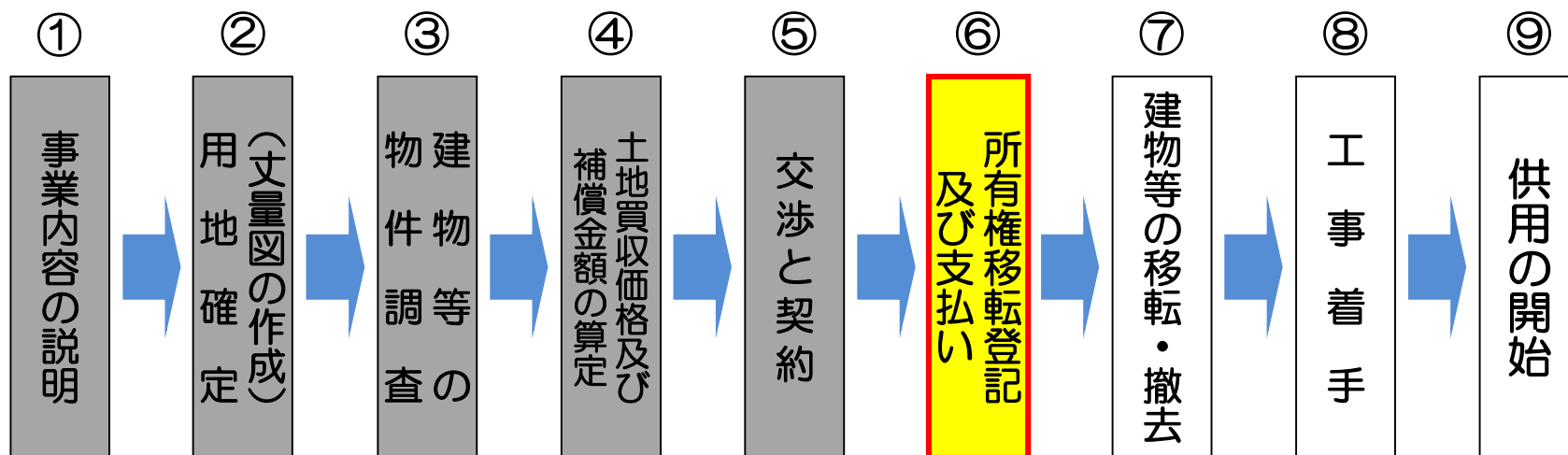


2. 事業の進め方

⑥所有権移転登記及び支払い

契約締結後に、所有権移転登記を行います。

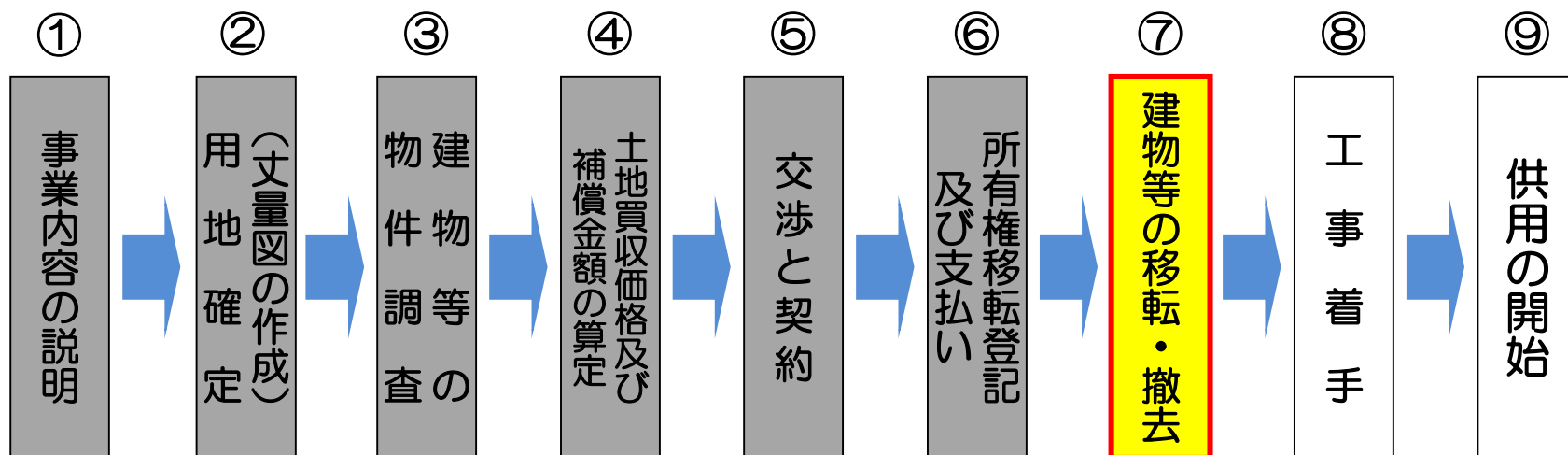
補償金等は、契約締結後に前払金、建物移転・撤去完了後に残金をお支払いします。



2. 事業の進め方

⑦建物等の移転・撤去

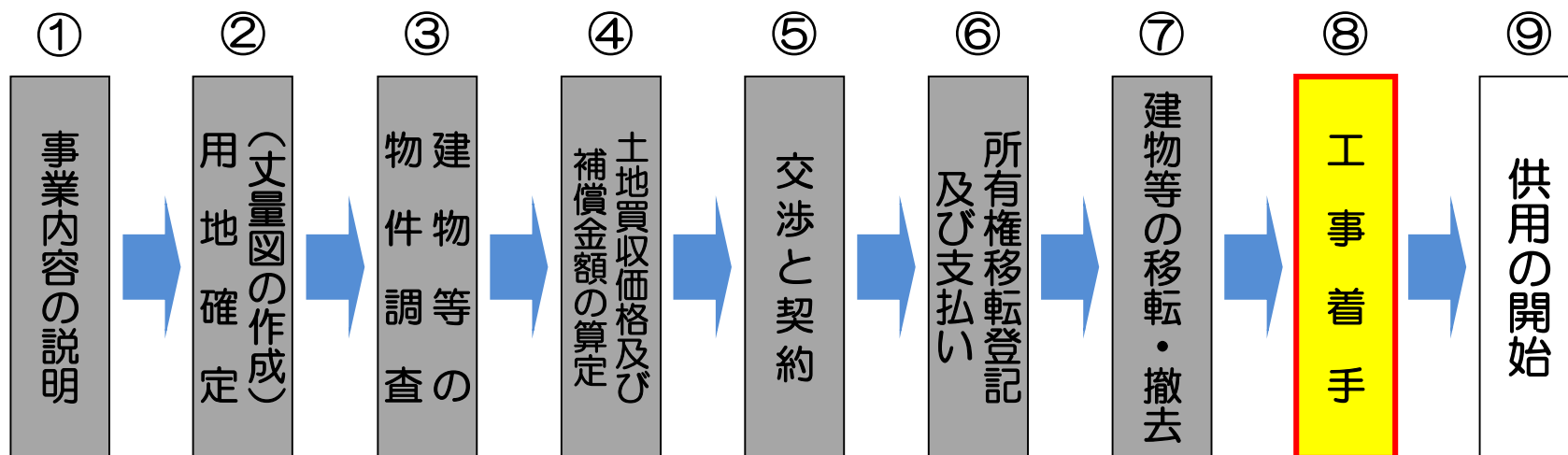
契約締結後に、当該土地内にある建物等の物件について、所有者が移転・撤去を行います。



2. 事業の進め方

⑧工事着手

工事に着手し、道路等の完成を目指します。

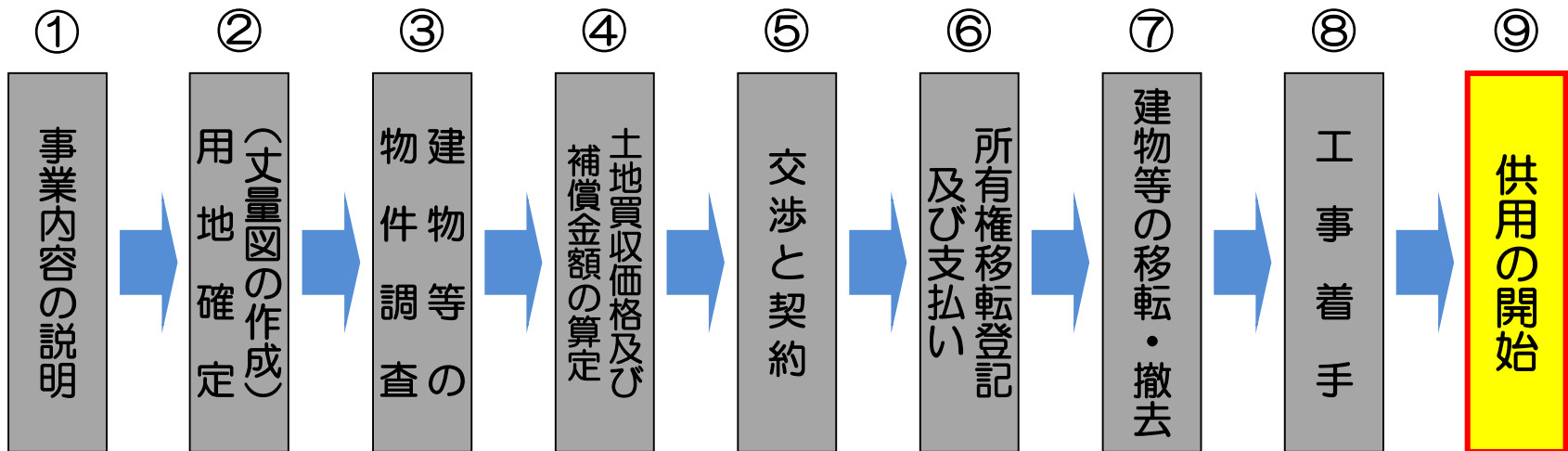


2. 事業の進め方

⑨ 供用の開始

関連する法令等の手続きを行い、新たな都市基盤として、**供用を開始**します。

また、事業評価を行い、新たな事業の資料とします。



3. 都市計画事業認可による効果

3. 都市計画事業認可による効果

●都市計画に伴う制限等

✓**建築等の制限**（都市計画法第65条）

- 事業地内に建築物等を設置する際や土地の形質を変更する際に，許可が必要となります。

✓**土地建物売買の制限**（都市計画法第67条）

- 事業地内の土地建物を売却する際は事前に，予定金額，買い手の届出が必要となります。

⇒届出後，大阪府は30日以内に買い取るかどうか通知します。

- 買い取る場合：売却予定金額に相当する代金で買収。
- 買い取らない場合：売却可能。

3. 都市計画事業認可による効果

●都市計画に伴う制限等

✓届出中は土地建物を譲り渡すことが出来ません

- 罰則：届出なく売却を行った場合，50万円以下の罰金。
- 土地収用法の適用（都市計画法第70条）
 - …土地収用法に基づく収容権が付与され，収用委員会に明渡裁決の申立が可能になります。

✓土地の買い取り請求制度（都市計画法第68条）

- 当該事業地内の土地で，土地収用法の規定により収用の手続きが保留されているものの所有者は，大阪府に対し，当該土地を時価で買い取るべきことを請求することができます。

4. 無電柱化事業について

4.1. 無電柱化の推進について

□目的

- ①都市防災の向上
→円滑な救急活動、電力・通信の安定供給
- ②快適な歩行空間の確保
→バリアフリー、歩行者の安全確保
- ③良好な都市景観の確保
→無電柱化による都市魅力の向上



(出典:国土交通省HP)

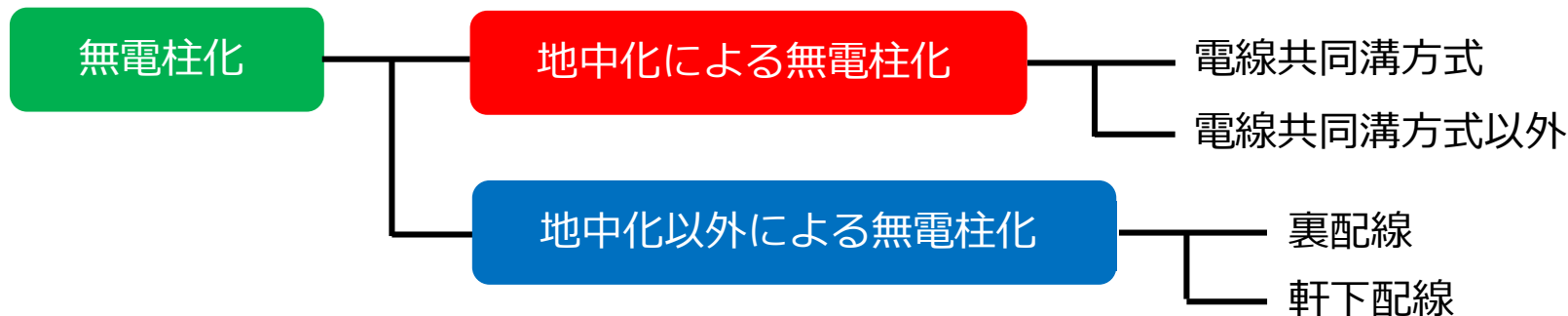
□大阪府の取り組み

- ・昭和61年度から平成11年度までの整備
→国の電線類地中化計画に基づき、30kmを整備
- ・大阪府電線類地中化マスタープラン（平成12年12月）
→計画期間を20年とし、優先する地域48地区（約84km）を選定
- ・大阪府無電柱化推進計画（平成30年3月）



(出典:国土交通省HP)

□無電柱化の手法

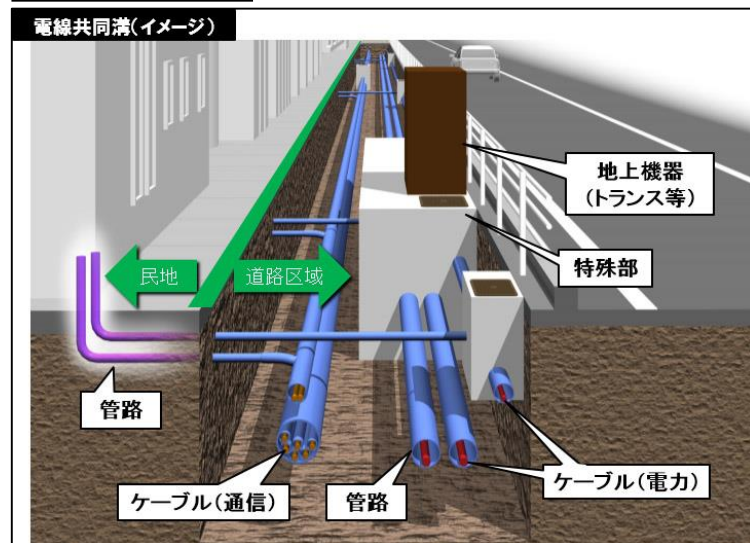


4.2. 電線共同溝とは

□概要

- 電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線等を収容するため道路管理者が、道路の地下に設ける施設。
- 電線を収容するための管路、特殊部（電線等を分岐部分を収容するための施設。）、連系管、引込管からなる。
- 沿道の各戸へは地下から、電力線及び通信線を引き込む仕組みとなっている。

□イメージ図



(出典: 国土交通省HP)

□整備事例（一般国道170号 富田林市）



皆様のご理解，ご協力を賜りますよう，
よろしくお願い申し上げます。

大阪府 富田林土木事務所 松原建設事業所